

報道資料

令和2年10月24日(土)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:堀内・増井
報道専用電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)内線:3130、3132
一般相談電話:0742-27-8561
総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・小原
電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2270、2285

新型コロナウイルス感染者の発生について

奈良県において新型コロナウイルス感染症の感染者が1例(県内感染者625例目)発生しました。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

1)感染者数の状況

※ 感染者 数累計	現在 感染者数	入院中(入院予定 含む)[対応可能数]		重症 [対応可能数]	宿泊療養 [対応可能数]	自宅療養	死亡	治癒 累計
625	24	23	2	1	—	9	592	
		[467]	[27]	[108]				
前日比	+1	-2	-2	0	0	—	0	+3

※ 他府県発表との重複: 16例

※ 治癒者: 585、602、606例目

2) 感染者の概要

感染者625例目					
年代・性別	40代・男性	採取日 結果判明日	10月22日 10月22日	特記事項 (発症等2日 前からの行動 歴等)	下記以外外出なし 10月15、16日 県外出 勤 10月19日 近医受診 10月20日 同僚の陽性 判明 10月22日 帰国者・接触 者外来受診。検体採取。
居住地	生駒市	入院・宿泊日 (予定含む)	10月23日		
職業	会社員 (大阪市内)	現在の状態	軽症	濃厚接触者	家族2名
発症日 症状	10月17日 発熱、咽頭痛		発熱		

今後とも、迅速で正確な情報提供につとめますが、感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。また、関係先の撮影に際し、映像や画像により個人や事業者が特定されることのないよう、ご配慮をお願いします。

3) 県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う方への相談窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。

新型コロナウイルスに感染した不安のある方は、こちらに電話相談してください。

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

★ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

★ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方及び妊婦の方

★ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

- 奈良県における新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象

★ 症状の有無にかかわらず、感染リスクのある方(下記は例示であり、必要に応じて検査対象となります。)

・感染判明者との接触があった方、感染リスクのある場所に滞在された方(いずれも検査前2週間以内)

・勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がおられる方・医療従事者、福祉施設従事者

■ 帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

－ 不当な差別や偏見をなくしましょう －

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された方々、濃厚接触者、医療従事者等やその家族、その属する施設・機関に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

【県民のみなさまへ】

奈良県においては、感染経路の類型を明確化したうえで注意の呼びかけを行うため、感染経路の調査を行っています。7月以降の感染では、学校・寮生活、家庭、友人との交流が目立ってきていることにご注意いただき、引き続き、「うつらない・うつさない」ための感染予防の徹底をお願いします。

なお、県では、今後も感染防止対策に取り組むとともに、感染症とも共存できる社会・経済活動体制を構築してまいります。

感染予防のための「3つの徹底」

- ①手洗い、手指消毒の徹底
- ②接触しない、人との間隔は2m（最低1m）空ける
- ③症状がある場合の外出自粛の徹底

最近の推定感染経路の類型からの

「うつらない・うつさない」ための注意事項

- 家庭 ➤ 大切な家族を守るため、ちょっとした風邪症状も甘く見ず、コロナを疑い、ただちに家族と生活を分離！！
- 寮などの集団生活 ➤ 体調不良者が1人でも出たら、全員の個室管理を徹底
 - ・ 1人部屋
 - ・ 食事は部屋まで配達
 - ・ トイレ、入浴以外は部屋から出ない、使用後は必ず消毒
 - ・ 入浴は時間を割り当て
- 友人との会食 ➤ 参加者全員が感染リスクをチェックし合う
 - ・ 発熱、身体がだるい、喉が痛いなどの症状がある者
 - ・ 数日以内に感染リスクの高い場所へ訪問歴がある者⇒ 参加させない
- 職場 ➤ マスクを外したときはしゃべらない、会話は食事後、マスクを着用してから

新しい旅のエチケット（国土交通省観光庁ホームページより）

- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。周りも安心。
- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。